

2011年6月定例議会

氏平みほ子県議の質問、答弁

日本共産党の氏平みほ子です。初質問をさせていただきます。質問に先立ち、このたびの大震災で亡くなられた方々、被災された方々に、心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。1000年に一度と言われる未曾有の大震災から100日が過ぎました。わが党は、この国難とも言われる大震災は、国民の持てる力を総結集して支援、復興に当たるべきだと呼びかけ、わが党も、全党の総力を挙げて支援活動に取り組んでいます。また、これから復興の進め方は「計画をつくるのは住民合意で、実施は市町村と県、国が連携して、財政の大半は国の責任で」ということを原則にすべきだと考えます。また、復興の希望が見える施策を打ち出す上で、「せめてゼロからのスタート」ができるよう債務の凍結・免除を国の責任でおこなうべきだと提案いたします。

さて、今回は、出口の見えない深刻な事態が続いている原発事故の問題、大震災の教訓を、岡山県にどう生かすかについて、ご質問させていただきます。第一に、原発事故についてです。東電や政府からの情報が正確に伝えられていないこともあり、住民の不安と不信は限界に達しています。わが党は30年前から再三国会で原発の技術は未完成であり、まさに「トイレのないマンション」を作ったようなものだと訴え、安全神話に対して警鐘をならし続けてきました。しかし、歴代の政府は安全神話を振り撒き、原発政策を推し進めながら、国としての安全対策を怠ってきました。今回の事故によって安全神話は完全に崩壊したわけです。わが党は、「原発からのすみやかな撤退、自然エネルギーの本格的導入を、国民的討議と同意を呼びかける」とする提言を発表いたしました。政府は原発から撤退するという政治的決断をおこない、5～10年以内を目標に、原発から撤退するプログラムを策定すべきだと主張しています。原発事故というのは、放射性物質がいったん外に放出されると、もはやそれを抑える手段はまったくないことが日増しにあきらかとなり、世論調査でも過半数が原発からの脱却を求めています。福島県復興ビジョン検討委員会は原発依存からの脱却を決断しました。知事には、ぜひ国に対して原発からの撤退を要請していただくようお願いしたいと考えますが、いかかでしょうか、知事の原発に対する見解、そして県としてのエネルギー政策についてお聞かせください。

岡山から最も近い島根原発は県境までは50数キロです。先日、島根原発を

視察いたしました。中電は建設当初、対策が必要な活断層は「ない」としてきましたが、98年に原発直近の「宍道断層」を認め、その長さも次第に明らかとなり、専門家からは、全長30キロの断層があり、マグニチュード7クラスの地震がおこると警告されています。視察では津波対策はおこなわれていましたが、宍道断層への対策は曖昧です。知事は国と中電に対して抜本的な安全対策や、情報の迅速、正確な提供、モニタリング体制の強化を要請されていますが、これらを確実に実行してもらうために今後どのような取り組みをされるのかお尋ねします。

続きまして、県の防災計画の見直しについて質問いたします。岡山県の南部平野はほぼ全域が液状化の危険性が極めて高い地域と言われています。私は先日、千葉の浦安市に液状化被害の視察に行っていました。マンホールが飛び出し、交番が傾き、道路全体が1メートル近く沈下し、河川の堤防が崩れるなど大変な被害でした。しかし地域によって被害状況にどうしてここまで差があるのかが疑問でした。そうした折、5月9日付けの山陽新聞で理大の地震学の西村教授の記事を読み、その理由が少しわかり、教授を訪問し、詳しく教えていただきました。液状化の被害は地盤の状態が大きく左右されるということです。「このパネルが示すように、岩盤に凹凸があると地震波が集まって揺れが大きくなる場所が生じる、いわゆる、レンズに見られるような「焦点効果」が現れるというものです。だからこそ、次のパネルが示すように地盤の把握は、工学基盤だけでなく、岩盤までの構造を把握しなければ正確な被害想定ができないということで、今や日本の地震学の定説だそうです。従来国のマニュアルでは、ボーリング調査による「工学基盤」のデータが基礎になっていて、極めて不十分だとの指摘を受けました。私は、県民の皆様に正確な「液状化危険度マップ」を提供する必要があると考えます。危機管理監にお尋ねします。県の地盤の把握はどのような方法でされているのでしょうか。また、岩盤の構造も含めた正確な地盤の把握を基礎に、液状化危険度分布図が作成されるべきだと考えますがいかがでしょうか。

関連して、大阪ガスが進めている、ガスパイプライン計画についてお伺いします。現在、瀬戸内市において工事中で、これから岡山市西大寺、操南地区といった液状化被害が大きいと予想される地域に入ります。大阪ガスの工事計画では、阪神大震災の直下型地震被害には耐えうる設計をしているとのことですが、当然、「3連動地震」は想定していないと考えます。関係する住民から不安の声が上がっています。県のお立場から、計画そのものの再検討を求めるなど、県民の不安を解消するために何かできないのでしょうか。危機管理監にお伺いします。

次に、水島コンビナートの地震対策についてです。昭和50年に倉敷市が京都大学に委託してまとめた「水島臨海工業地帯防災対策の調査研究」・・・いわゆる堀内レポートですが、「石油コンビナート地帯が、本質的に非常な危険を内包している」ことを指摘したものであります。堀内レポートの指摘を、今だからこそ、しっかり生かし、学ぶ必要があると考えます。さらに今回の東日本大地震での現地コンビナート被害の実態を研究し、抜本的な対策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。危機管理監にお尋ねします。

先般、岩手県の宮古市に視察に行っていました。避難所を訪問し、現地で救援活動に当たられている市の職員の方からも、お話を聞かせてもらいました。そこで私が感じたことは、危機管理体制においては、市町村と、県との連携が非常に大事だということです。そこでお尋ねします。岡山県は9ヶ所あった地方振興局を3つの県民局と、6つの地域事務所に再編されました。大災害が起こった時、市町村との連携をすみやかにおこなうという点からみて、この再編がどうだったのか改めて検証すべきではないでしょうか。総務部長にお伺いします。また、避難所の指定は市町村が行っていますが、数不足が心配されています。そこで、県や国の施設を災害時、活用することも必要だと考えます。使える施設を積極的に市町村に提示すべきではないでしょうか。併せて国に対しても要請するべきかと考えますが、いかがでしょうか。知事にお尋ねします。

以上、防災対策に関して取り上げてきましたが、この項の最後に、復興の財源問題に関して知事の見解をお伺いします。わが党は大震災の復興財源には、大企業の内部留保を活用するための「震災復興国債」を発行し、大企業に引き受けてもらうこと、不要不急の大型開発の中止、政党助成金の廃止、などの財源を提案しています。先日の時事通信社アンケートによると、宮城県知事と、石井知事の2人のみが「復興費用として望ましい財源に消費税を挙げられた」とのことでした。消費税は、被災された方々にもかかり、復興に水をさし、一層景気を低迷させてしまうと考えます。復興財源として消費税に頼ることは大きな問題があると考えますが、知事の見解をお伺いします。

財源問題の2つ目に、法人事業税の超過課税の問題に関して知事の見解を伺います。3年前の平成19年12月の一般質問で、わが党の武田県議が「法人事業税の超過課税」を提案していますが、私は今こそ、この法人事業税の超過課税を検討すべきかと考えます。県の財政構造改革プランでも、「新たな歳入確保」の一つとして「重点的に推進する分野の事務事業の財源とするための超過課税」が挙げられています。この方針の検討状況も含めて、法人事業税の超過

課税に対する知事の考えをお伺いします。また、H10年度、11年度の税制改正により、税率が引き下げられたことによる法人事業税の減収額の今日までの合計について、総務部長にお伺いします。

次は、今年3月2日に起きた米軍機低空飛行による津山市の土蔵倒壊問題についてです。この件では、本県議会において全会一致で「米軍機の低空飛行の中止を求める意見書」を採択しました。また、石井知事が早速現地を訪問されたことは高く評価し、敬意を表するものです。そこでお伺いしますが、知事は土蔵が倒壊した現地を見られて。何をどう感じられたのでしょうか。そして、その後この問題にどう対応されたのでしょうか。今後のお考えも含めて、お伺いします。さて、私たち日本共産党は、今回の土蔵倒壊の現場周辺において、住民の目撃情報を踏まえた独自調査を行いました。その結果、米軍機は、土蔵から約30mの上空を飛んでおり、明確な航空法違反をしていることが明らかになりました。私は、岡山県も独自の飛行ルート調査を行って、その違法性を立証し、被害者の方の求める「補償問題の解決を」知事としても国に要請するよう求めますが、いかがでしょうか。

さらに、この低空飛行問題は、土蔵倒壊問題に留まりません。3月2日の米軍機は、学校、病院などの上空を乱暴に飛行しており、これも日米合意違反であることは明らかです。知事の見解を問うものですが、いかがでしょうか。今回の米軍機による、わがもの顔の低空飛行は、日本国民と私たちの郷土を「主権国」として扱っているものとは到底思えないものであり、その根底に「日米軍事同盟」があることは明白です。日本共産党はこの日米軍事同盟の廃案をめざして奮闘することを、この場で改めて表明するものです。

次に、わが党は昨年末に市民生活アンケートに取り組み、多くの皆様から切実な要求を寄せていただき、介護に関わる切実な要求も多くありました。また、私自身、40年間、医療や介護の分野で働いてきた看護師です。医療や介護の現場からの切実な要求を県政に届けるつもりです。さて、15日に成立した介護保険法の改定について、意見を述べ、県の対応について質問します。まず、介護保険制度が始まってからのこの11年間はどうだったのでしょうか。増え続ける介護ニーズに答えられず、給付の抑制と負担増で、この制度は崩壊寸前です。「介護の社会化」も実現されていません。介護現場で働く労働者の賃金、労働条件は依然として劣悪で、雇用情勢がこれだけ悪化してもなお、「介護人材不足」は解消されていません。利用者の方も大変です。私が担当した重度の認知症の夫を抱えた要介護1の82歳の妻は、夫から毎日暴力を受けながら、施設に入れる経済的余裕がなく、2人で死ぬことばかり考えていました。また、「や

っと母親を有料老人ホームに入れたが、リストラにあい、母親の施設費用が払えない、何とかして欲しい。いっそ殺そうかと思った」など、この岡山市でも介護問題は切実です。そうした状況の中で、制度改定は十分な審議もなされず、成立しました。

今回の改定の問題点の1つは、新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」による「軽度者」へのさらなる給付抑制です。軽度者のサービスを介護保険から外して、市町村に丸投げし、サービスを担保する国の基準をなくしたことです。サービスをボランティアなど専門職以外に担わせたり、サービスの取り上げが広がる恐れもあります。市町村の裁量にまかすということでは、地域格差が生じることは必須です。この軽度者へのサービス（総合事業）に地域格差が生じないよう県の責任で、手立てを打つべきだと考えますが、いかがでしょうか。問題点の2つ目は新たに盛り込まれた定期巡回・随時対応型訪問介護・看護です。これを高齢者専用の集合住宅とセットで整備すれば、特養ホームの待機者解消も図れると説明されています。国はサービス付高齢者住宅の整備で、特養の抜本増設を放棄する姿勢です。そうなれば、中所得者の負担が急増し、低所得者は入居できません。そのサービスの報酬も月単位の包括定額報酬となり、質を担保する保証はまったくありません。国は、これからは、介護保険サービスを重度者の身体介護に重点化し、最も必要な生活支援は保険外サービスにして、ボランティアや民間の営利企業にまかせる方向です。今でも使いにくい介護保険が、ますます、お金がなければ利用できない保険制度になってしまいます。特に、この巡回型サービス事業者は、市町村が日常生活圏域（おおむね中学校）ごとに「拠点事業所」として特定の事業所しか指定しないことが可能となる仕組みです。ひとつの生活圏域のサービスの大半を特定の事業所に丸投げされてしまう危険性があり、今まで地域の介護を支えてきた多くの小規模事業所が淘汰されてしまいます。今私が指摘させていただいた問題について、保健福祉部長のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者施設整備について質問させていただきます。

「住み慣れた自分の家で最後まで暮らし続けたい」と誰もが願っています。が、1人暮らしや老老世帯の増加で、家では介護力がなく暮らせない要介護状態の高齢者が増加しています。県内の特養の待機者は6770人と伺っています。施設がまったく足りません。医療の現場では、医療療養型病院に医療区分が持ち込まれ、診療報酬の改定ごとに、重度の区分2、3の入院を受けなければ経営が持たない仕組みとなり、医療療養病棟は重度化し、職員は疲れ切っています。一方、急性期病院は、在院日数が益々短縮され、急性期を脱しても医療区分1（寝たきりで胃ろうを作っている患者様でも状態が安定しておれば区分1）

の患者さんはどこも行き場のない状態で、退院支援に苦勞しています。先日あった相談は、病院から退院を迫られ、特養はどこも多くの待機者があり、とても入れない。しかし、家では共働きで介護できない、やむなく住宅型有料老人ホームに母親を入れたが、月23万円かかり、もうお金が続かないという相談でした。今回の改定で、国は介護保険施設整備をさぼり、無批判に導入を進めようとしている「サービス付き高齢者向け住宅」は、問題になっている「寝たきり専用賃貸住宅」「生活保護専用の貧困ビジネス」など、行き場のない高齢者をねらった介護ビジネスを奨励する危険性をもっています。岡山市でも生活保護専用の高齢者住宅があり、6畳一間をカーテンで仕切って2人を入居させ、保護費の100%を利用料として取り上げている状態です。まず、お尋ねしたいことは、介護付き、住宅型有料老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅など的高齢者住宅が現在、岡山県ではいくつあるのか、また、今後設置予定数を教えてください。併せて、特養の今後の整備計画を保健福祉部長にお伺いします。

(知事答弁)

原発に対する見解等についてであるが、今回の原発事故を受け、原発の増設を前提とした我が国のエネルギー政策の転換は避けられず、原発は減らす方向で検討すべきと考えている。

一方、発電量の約30%を原発が占めている現実を踏まえれば、当面は、原発の徹底した安全対策を進めながら、原子力、再生可能エネルギー、化石燃料など複数の発電方式のベストミックスの在り方を国において、議論していくべきと考えている。

県では、先般、全国に先駆けて、新エネルギービジョンを策定し、太陽光発電や小水力発電などの普及拡大に、いち早く取り組んでいるところである。

島根原発の安全対策等についてであるが、先日の中国地方知事会議において、各県の連携強化を確認するとともに、全国知事会でも特別委員会を設置して、原子力発電所の安全対策に取り組むこととしているところである。

引き続き、こうした動きを通じて関係県と連携し、国や中国電力に対して本県からの要請内容の実行をさらに強く求めることなどにより、島根原発の安全性の向上・確保につなげてまいりたい。

(危機管理監答弁)

県の地盤の把握等についてであるが、本県が作成している液状化危険度分布図は、これまでの主流である工学基盤のデータを用いる手法により作成したものであり、岩盤の構造までは考慮していないところである。

今後、新たに液化危険度分布図を作成する際は、今回の震災を受けて国に設

置された液状化対策技術検討会議の状況や、県地震・津波対策専門委員会の御意見をお聞きしながら、最新の知見による液状化被害想定手法を用いて行ってまいりたい。

ガスパイプライン計画についてであるが、この計画は、姫路市から岡山市へ天然ガス高圧パイプラインを敷設するものだが、国の法的手続きを経て施工されているものである。

このため、まずは国又は事業者において施設・設備の安全性について責任を持つべきであり、県としては、この計画に関して県民の間に不安の声があるのであれば、事業者から県民に対して丁寧に説明し、不安を解消するよう要請してまいりたい。

水島コンビナートの地震対策についてであるが、お話しのお堀内レポートは昭和49年の重油流出事故を受けて作成され、その中で指摘された課題の多くは、その後の関係法令の整備や、岡山県石油コンビナート等防災計画に反映されたものと認識している。

今日でもコンビナートの危機管理は極めて重要であることから、この度の東日本大震災を踏まえ、地震・津波・液状化の被害想定等を抜本的に見直したうえで、倉敷市や企業等と協議しながら、コンビナート防災対策の強化を図ってまいりたい。

(総務部長答弁)

地方振興局再編の検証についてであるが、現地における災害・危機管理は特に重要な業務であることから、再編後の地域事務所においても、迅速かつ的確な初動対応のできる人員体制の確保に努めているところである。

さらに、市町村と県民局・地域事務所の連携を一層確保するため、総合防災情報システムの活用による市町村との情報の共有化や、災害の状況に応じて県民局から地域事務所や市町村へ職員の派遣を行うなどの体制を整備してきているところである。

今後、今回の大震災を踏まえた地域防災計画の見直しを進める中で、大災害等に備えた県民局・地域事務所の体制についても、適切に対応してまいりたい。

(知事答弁)

県施設等の避難所への活用についてであるが、災害時の防災拠点となるようなものなどを除いては、市町村における避難所の不足を補うため指定することは可能であり、これまでも県立高校をはじめとする県施設が避難所に指定され

ているところである。

今後とも、まずは市町村自らが避難所の配置等を具体的に検討した上で、県施設の指定を求めて来た場合には、前向きに対応するとともに、国への要請についても、協力してまいりたい。

消費税についてであるが、復興財源については、国民の理解を得るためにも、まずはマニフェスト施策の大胆な見直しや、地方に比べて遅れている行革など徹底した歳出削減を行い、その上で国債の発行や増税について議論を進めるべきであると考えている。

ご指摘のアンケートでは、復興に巨額の費用が見込まれる中、被災地知事の意見に呼応し、早期に税収を確保できる消費税が望ましいと回答したところであるが、復興財源としての消費税増税については賛成していないところである。

復興財源としての増税を行う際には、景気動向等にも十分配慮しながら、国の責任において議論が行われるべきであると考えている。

超過課税についてであるが、ご指摘の重点的に推進する分野の新たな財源としての超過課税については、他県における事例などについて事務的に研究しているところであり、対象となる税目をはじめ、受益と負担の関係や税の使途、他の歳入確保の取組効果など、様々な観点に留意しながら検討する必要があると考えている。

(総務部長答弁)

税制改正による減収額についてであるが、企業の国際競争力を確保するため、平成 10 年度及び 11 年度の税制改正により、法人事業税の税率が特例的に引き下げられ、18 年度税制改正でその税率を恒久的に用いることとされたところである。

これらの税制改正による 12 年度から 22 年度までの影響額の合計は、約 1,300 億円と見込まれる。

(知事答弁)

県の対応等についてであるが、私自ら現地を確認し、被害状況に驚くとともに、人身被害がなくて何より安堵したところである。

その後、本件の原因調査等を行う中国四国防衛局をはじめ、外務・防衛両省に対して、迅速かつ適切な対応と、県民の生活環境保全及び不安解消のため、米軍機の低空飛行が行われないよう善処することを改めて強く要請したところ

である。

現在、米軍機飛行と土蔵倒壊の因果関係の有無について、防衛局が現地調査や専門家の意見聴取など、所要の調査を実施していると聞いており、その状況を注視し、早期に結果が出るよう求めてまいりたい。

県独自の調査等についてであるが、日米地位協定に基づき、米軍の不法行為による損害は日本国政府が賠償することになっており、損害賠償等の前提となる事故原因調査等についても、国において行われるべきものである。

したがって、県では、本件事案の調査等を直接担う中国四国防衛局をはじめ外務・防衛両省に対して、迅速かつ適切な対応を要請したところであり、県自ら調査を行うことは考えていない。

見解についてであるが、米軍機の低空飛行訓練については、日米両国政府の間で、安全性を最大限確保する旨の合意がなされており、学校や病院等については妥当な考慮を払うこととされている。

今回、市町村から報告された目撃等情報では、学校・病院等の上空を乱暴に飛行したとの確認はできないが、県としては、米軍機の低空飛行が行われないよう善処することを、改めて国に強く要請したところである。

軽度者への給付抑制についてであるが、この度、創設される介護予防・日常生活支援総合事業は、要介護度が軽度である要支援者に対して、その心身等の状況や意向に応じて提供されるものであるが、従来の介護保険給付である介護予防サービスも選択できる仕組みとなっており、地域の実情に応じて、生活を支えるための選択肢が増えたものと理解している。

なお、本事業については、介護保険法に基づく地域支援事業として、今後、国から基準等について示されることとなっており、その動向を注視してまいりたい。

(保健福祉部長答弁)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてであるが、この事業は、高齢者の多くが望んでいる自宅等での継続した生活ができるよう、要介護者の自宅や新設のサービス付き高齢者向け住宅へ 24 時間体制で訪問介護・看護を提供し、在宅での生活を支えるものである。

また、事業者の指定については、日常生活圏域内で一体的にサービスを提供し、移動コストの縮減や圏域内での利用者の確保が必要なことから、市町村によっては、単独の事業者が指定される場合もあるが、他の事業者と密接な連携

を図って訪問介護等を実施することも可能とされている。

いずれにせよ、制度の詳細は、今後、国の審議会等で議論されると聞いており、低所得者対策や質の担保も含め、その動向を注視してまいりたい。

高齢者施設整備についてであるが、県内の介護付き有料老人ホームなどの高齢者住宅の設置数は、現在、151施設であり、協議中のものは20施設である。

また、特養の今後の整備計画については、第4期介護保険事業支援計画の最終年度である今年度において、地域密着型も含めて1,000床程度整備する見込みであり、第4期計画全体では1,600床程度の増床となる。

なお、今年度策定する24年度からの第5期計画については、現在、各市町村においてニーズ調査を行っているところであり、日常生活圏域毎に地域ニーズや課題を把握した上で整備計画を策定してまいりたい。

(氏平議員の再質問)

お答えありがとうございました。私が最初に質問いたしました地盤を把握していくという問題につきましては、危機管理監より今は工学基盤までの状態であると、これからは地震基盤も含めたやはり最新の組み換えの指示も受けながら、適切な地盤調査をしたマップを作るということで、見直しをするという風にとらえてよろしいでしょうか。そのことの確認です。

それから、県の施設の避難所を活用することにつきましては、知事のほうから、市町村が申し出があれば、積極的にということのようですが、こちらの方からもやはり、ここここが使えるのではないかというふうな、提案をやっていただけたらいいかと思います。といいますのが、平井の2丁目に山陽短大と成徳学校の間、米山町内会というのがあるんですけども、この避難場所が、下の山陽短大なんです。ずうっと降りてしまうんですね。上に県の成徳学校、いわゆる少年の丘があるんですけども、上に上がらないと意味がないんじゃないかということで、市に問い合わせましたところ、そこは指定ではないので、逃げられるのは勝手だけれど、物資は一切届きませんよというご返事だったようで、なんで県の施設が使えないのかというふうなんです、住民の方から色々ご意見も聞いておりますので、やはり、市からも積極的に県にアプローチをすると同時に、県からも、ここは使えるんじゃないかということも、提示をしていただく事が必要かと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思ます。

介護保険制度に関わって、軽度者の方へのサービスの問題でございますけれども、今、軽度の方は全認定者の4分の1なんです。7800人、岡山市でいうと。この人たちのこれからのサービスが、介護保険を使うのではなく、市町村の財源でということになると思いますけれども、そうなったときに、今までと同じようなサービスが保障されるとは到底、市にも色々お尋ねをしておりますけれども、財源がないということの答えのようでございます。なかなか私は、今のサービスを続けるということは非常に困難ではないかなというふうに、懸念をしているわけでございます。私も、ケアマネージャーで10年間仕事をしておりまして、軽度なうちにきちっとした、ひきこもらずにサービスをちゃんと使って予防していただくということが重度化を本当に防いだ事例をたくさん持っています。この軽度の方にこそ、きちっとしたサービスを提供することが、結果としては、介護保険の財源を少なくすむ訳ですし、そういうような視点をきちっと持った施策をし、市町村が行っていくべきだということについては、県の方からもしっかりと指導していただけたらと思っております。

保健福祉部長の方から、今のいわゆるサービス付高齢者住宅が岡山県でも151ヶ所できているし、これから20ヶ所できていくということですが、私は質問の中でそうした施設は、例えば一時入居金とかそれから1ヶ月間の費用ですね、それが大体平均どの位かかっているんですかということについても、ご質問させていただいたと思いますけれども、そのご回答がなかったようですので、そのことについて、もう一度お答えをしていただきたいと思いますというふうに思っております。お願いいたします。

再質問への答弁

(危機管理監の答弁)

再質問にお答えいたします。このたび国の方でできております液状化対策の検討会議でございますけれども、これの中ではですね、土木学会でありますとか地盤工学会さらに日本建築学会、こういった学会と協力連携しながら、液状化に関しての発生メカニズムの確認、解析でありますとか被害想定手法の検証でありますとか、こういったものをやると聞いております。そういった中で今回新しいやり方というものが示されというふうに思いますので、それをふまえて県としても見直しをする必要があるというふうに考えております。ですから、その中にご指摘のありました岩盤の構造まで考慮してやれとというようなことが入るとすれば、それも当然考慮に入るであろうし、またさらに別の方法といえますか、最適なものがあれば、それが示されると思っております、いずれ

にいたしましても、今回の国のいわゆる技術的なことを検討した中で、適切なものが示されるとすれば、それをふまえて、見直しをしたいという主旨でございます。以上でございます。

(保健福祉部長の答弁)

再質問にお答えいたします。今いただきましたご質問は、住居型等の有料老人ホームについてどれ位費用がかかるかというご質問ということだと思いますが、さまざま施設のタイプがございまして、かなり金額に幅がありますので、詳細な数字というのは正直把握はできてない状況でございますが、ご質問の中で触れていただきました、生活保護との関連ということで申しますと、これもお住まいになっている地域によって、生活保護の生活扶助、住宅扶助の額も違ってまいります。その幅に関しましては8万9千円から11万位の間ということになっておりまして、そのような金額というのもひとつの参考になるかと思っております。以上でございます。

(氏平議員の再々質問)

保健福祉部長の方から、これからできようとしているサービス付の高齢者住宅の費用等についてはいろいろあるとおっしゃられましたけれども、私が掴んでいる範囲では、入居金はピンからキリでございますけれども、多いところは300万位のところもありますけれども、平均、月の入居費用はだいたい18万から20万というふうに、大体の調査では聞いております。こういうものですね、これから特養どんどん作らずに、できていくという中でほんとうに入れる人がどうなのかということがあるわけですが、先程、保健福祉部長の方から特養の整備計画が1000床というふうに言われておりますけれども、この頂いた23年度特養ホームの開設予定は、たったの3施設というふうになっておるわけでございますけれども、計画と実際の進んでいる実際の手挙げですね、県が作るわけじゃありません、県立じゃありませんから、手挙げの状況についてお伺いをもう一度させていただきたいと思っております。

再々質問への答弁

(保健福祉部長の答弁)

特養の整備状況につきましてのご質問でございますが、現在のところですね、計画しております第4期の計画で申しますと、整備状況としましては98パー

セントでございます。開設予定、それから協議中等も含めまして、今のところ予定通り建築等進んでいくというふうに聞いておりますので、この計画どおりの数字に最終的になると見込んでおります。いずれにしましても、開設予定をしております施設等に対しまして、計画通り実施できるよう指導、助言等行ってまいりたいと思っております。以上でございます。